発行部門

ISO事務局

## 環境ニュース

2005年12月28日(水)発行

第六号(1ページ)

\*『大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令』及び『大気汚染防止法施行規則の一部を改正する環境省令』について (石綿に関する内容が変更されました。)

#### (1)改正政令

### 〈1〉特定建築材料の指定

規制の対象となる特定建築材料として、石綿を含有する断熱材等を追加する。

従来 : 吹き付け石綿

改正後:吹き付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材

### 〈2〉特定粉じん排出等作業の指定

規制の対象となる特定粉じん等作業について、規模等の要件を撤廃する。

従来 : 耐火建築物又は準耐火建築物で述べ面積が500㎡以上のものを解体、改造又は補修する作業であって、

その対象となる建築物における特定建築材料の使用面積の合計が50㎡以上であるもの

改正後: 特定建築材料が使用されている建築物を解体、改造又は補修する作業

## (2)改正省令

アスベストの飛散予防のために遵守すべき作業規準を改正し、工事の施工者に対し作業の内容を見やすい場所に掲示することを義務づける等の措置を講じる。

### \* 今後の予定

施行期日平成18年3月1日

\*規模等の要件が撤廃された為、一戸建て住宅も対象となります。 石綿及び石綿を含有する断熱材等は特別管理産業廃棄物です。 今後は建物の建て替え時、改修時に廃棄物の処理費用や建築物の解体費用の値上げが懸念されます。 また、不法投棄の増大が懸念されます。

アスベスト(石綿)類は松下電工㈱グリーン購入基準書では使用禁止物質です。

#### \*株式会社トーメンが『化審法』に違反

株式会社トーメンは、『化審法』第3条第一項に規定する届出を行わないまま、新規化学物質を輸入していることが 判明したので、経済産業省は厚生労働省及び環境省とともに、当法令遵守の徹底及び再発防止のための化学物質 管理体制の整備等を行うよう指導を行いました。

### 化審法とは?

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律を一般的に『化審法』と呼んでいます。 我が国では、PCBによる環境汚染問題を契機として、昭和48年(1973年)に『化審法』が制定され、 新たに製造・輸入される化学物質について事前に人への有害性などについて審査するとともに、 環境を経由して人の健康を損なう恐れがある化学物質の製造、輸入及び使用を規制する仕組みが 設けられました。

平成13年(2001年)からは環境省も厚生労働省、経済産業省とともにこの法律を所管することとなりました。

平成16年(2004年)からは、化学物質への動植物への影響に着目した審査・規制制度、環境中への 放出可能性を考慮した一層効果的なかつ効率的な措置等を導入しています。

化審法では、新たに国内で製造する化学物質、日本に初めて輸入する化学物質は届出を行い、 その化学物質が動植物への影響、環境中への放出可能性、難分解性・長期毒性及び長期蓄積性の調査 また、長期蓄積性のない化学物質についても、環境中での残留の調査を行い、その後、審査し、許認可 が必要となりました。

化審法での購入禁止物質には第一種特定化学物質があります。この物質を含む製品、部品については 松下電工㈱グリーン購入基準書では使用禁止となっています。当社もこのような物質が含まれていない 製品、部品を購入する管理のできる仕組みが必要と思われます。万一、含まれていれば、当社の責任で 回収等を行わなければなりません。

第一種特定化学物質には、下記の15物質があります。

- 1. ポリ塩化ビフェニル(PCB) 2. ポリ塩化ナフタリン(塩素数が3以上のものに限る)
- 3. ヘキサクロロベンジン
- 4. アルドリン
- 5. ディルドリン

- 6. エンドリン
- 7. 1, 1, 1-トリクロロ-2, 2ビス(p-クロロフェニル)エタン(別名DDT)
- 8. クロルデン類
- 9. ビス(トリブチルスズ) =オキシド
- 10. N, N'-ジニトリルーパラ-フェニレンジアミン 11. 2, 4, 6-トリーターシャルブチルフェノール
- 12. ポリクロロ-2, 2-ジメタル-3メチリデンビシクロ[2, 2, 1] ヘプタン(別名トキサフェン)
- 13. ドデカクロロペンタシクロ[5.3.0.0(2,6).0(4,8)]デカン(別名マイレックス)
- 14. 2, 2, 2, -トリクロロ-1, 1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール(別名ケルセン又はジコホル)
- 15. ヘキサクロロブタ-1, 3ジエン

発行部門 ISO事務局

# 環境ニュース

2005年12月28日(水)発行

第六号(2ページ)

### \* 労働安全衛生法とは?

この法律は、労働基準法とあいまって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び 自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的対策を推進することにより職場における労働者の 安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

労働安全衛生法で購入禁止物質に下記の9物質があります。松下電工㈱グリーン購入基準書では使用禁止物質となっています。

1. 黄燐マッチ

2. ベンジジン及びその塩

3. 四-アミノフェニル及びその塩

4. アモサイト

5. クロシドライト

6. 四-二トロジフェニル及びその塩

7. ビス(クロロメチル)エーテル

8. ベーターナフチルアミン及びその塩

9. ベンゼンゴムのり

### \* 韓国での環境対応

韓国の10年先の有望産業として『情報技術』、『バイオ技術』、『ナノ技術』、『環境技術』が挙げられており、 『環境技術』の重要性を認識している。

韓国・環境部によると、2001年~2004年までの韓国における使用済み携帯電話は、年間約1200~1300万台となり、このうち約400万台が回収され、残りは家庭に保管されていると推定されている。

1992年に『資源節約及び再活用促進に関する法律』が制定され、リサイクル制度が始動した。家電など一部の品目については、1993年から貯置金制度(対象製品:テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン)が導入されている。

さらに2003年1月から『Extended Producer Responsibility(拡大生産者責任)』を『循環型社会形成推進基本法』 に取り込んで、生産者はリサイクル工場を設立するか、リサイクル業者に委託するなどして、販売した商品のうち80%以上 を回収しなければならないことになっている。

これにより韓国のペットボトルリサイクル率は約70%で世界トップ水準を記録している。日本のリサイクルシステムを参考にしながら、自国に合わせたシステムを構築し、高いリサイクル率を実現している。

携帯電話のPWB(プリント配線板)やバッテリには、金、銀、コバルトなどの貴重な資源が含まれている一方で、鉛、水銀、カドニウム、六価クロムなどの有害物質も含有している。そのような観点から、携帯電話は2005年1月から、EPR(拡大生産者責任)の対象物として指定された。また、リサイクル運動を推進するために家庭で眠っている携帯電話の回収キャンペーンを試験的に実施し、2006年からは全国規模で実施する予定になっている。

実装工場では、すでに日本と同様、鉛フリー化が進展しており、先行して欧州向けに鉛フリー化のためのリフロー設備が導入されている。リフロー温度のバラツキを考慮して、新規導入の際には加熱ゾーンを7ゾーンとしている。

EUのRoHS指令対応のために、財閥系/大企業は日本のグリーン調達の事例を参考にして対応を整備している。

有害物質の分析に関しても試験機関が関与しつつ体制を整備しており、2006年7月1日に施行されるRoHS指令を 意識しながら着々と準備をしている。韓国企業もグローバルに展開しているため欧州の環境規制にも逸早く対応している のではないかと想像される。韓国の有害化学物質管理法が全面的に改正され、2006年1月から施行される予定と なっている。背景には、EUのRoHS指令が影響していると思われる。

韓国企業も環境規制のためのものづくりが変わりつつあることを認識する一方で、新たな環境管理技術の確立の必要性を抱えているもの事実でもある。

#### \* 世界のISO14001認証取得動向一中国が躍進

ISO14001の世界各国の取得動向をみると、中国の躍進が目をひく。ISOが毎年行っている調査によれば、2004年12月末時点のISO14001の国別認証取得件数は、第一位が日本(19,584件)。第二位の中国は8,862件で件数でみると日本が依然としてダントツだが、中国は前年比75%と急成長している(日本は前年比46%増)。

中国では日系企業のみならず、欧州系メーカーや、日本を含む海外諸国に製品を輸出する政府所有企業にも ISO9000シリーズとともにISO14001を取得する例が出てきている。欧州系の審査登録機関も相次いで 北京に事務所を設立しており、今後も増加が期待されている。

第三位はスペイン(6,473件)。前年比33%の増加で、イギリスを抜いた。イギリスは2003年が前年比87%増と大きく伸びたせいもあり。2004年は前年比14.5%増の6,253件だった。欧州で増加が目立つのはイタリア(56%増、4,785件)、チェコ(48%増、1288件)、一方、フィンランドは大きく減少した(21%減、882件)。

欧州とアジアが世界をリードする2大地域だったが、欧州は依然44%を占めるものの前年比4.5%減、 一方アジアは前年比3.8%増の39.7%であり、この傾向が続けば、世界の勢力地図も変わっていくかもしれない。 発行部門 ISO事務局

# 環境ニュース

2005年12月28日(水)発行

第六号(3ページ)

### \* REACH規制に向けた日本企業の動向

REACH(Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals)法とは、2003年10月29日に欧州委員会に提出された化学物質規制法案であるが、化学物質管理上、斬新で決定的なインパクトをもつ法規制である。先月(2005年11月)の欧州会議で可決され、現在規制成立に向けて討議が続けられており、REACH規制が成立する時期は今のところ2007年頃と見込まれている。REACH規制は、安全性に関するデータが登録(開示)されていない物質を市場から排除し、従来は主に政府側にあった化学物質に関する安全性の立証責任を、製造者・輸入者に移行する性格を持つ。

REACH規制が斬新と言われるのは、従来の化学物質規制が対象にしなかった約10万件を超えるとも 見込まれる『既存化学物質』を対象としていること、『物質』のみならず調剤や成型品まで対象となることから、 『化学物質製造企業』のみならず『化学物質ユーザー企業』も規制対象となることである。

このような特徴から、企業活動への影響があまりにも大きいことが見込まれるため、日本政府は、日本産業界の意向も汲みつつ慎重な姿勢を取ってきた。2004年3月にWTO宛に、EUの理念には敬意を表するものの、目的に照らして過剰な義務を事業者に課す懸念があるとのコメントを政府として提出した。日本産業界も、日本化学工業協会(日化協)を含む10以上の団体を動員して、産業に及ぼす影響についての懸念を表す同様のコメントをそれぞれ提出した。

しかしながら、『REACH』と名の付くセミナーは国内でも昨今数多く開催され、多くの企業担当者が参加している。また、2005年9月9日に日化協が日欧にREACH対応の協議会を立ち上げる方針を発表し、9月28日には在欧日系企業35社がJCCE(Japan Chemical Companies Council in EUROPE)という協議会をデュッセルドルフで立ち上げた。反発の姿勢を示しつつも、来るべき革命向けて備えつつあるというのが、今の日本企業の動向と言えよう。

### \*編集後記\*

今年も色々とお世話になりました。来年も宜しくお願いします。 来年は、環境だけでなく、CSR(企業の社会的責任)等に関する内容も掲載していく所存です。

以上